

## 序章

# 都市計画マスタープランの改定にあたって



# 序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

## 1. 計画改定の背景と考え方

### (1) 都市計画マスタープラン改定の背景と必要性

本市は、平成 22 年 3 月に「中央市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで、この計画に基づいてまちづくりの様々な施策を展開してきました。

計画策定から 10 年以上経過しましたが、少子高齢化や人口減少が予想を上回る速さで進行しており、公共施設の老朽化、社会保障関連経費等の増大による行財政運営の逼迫、地域コミュニティの衰退など、様々な課題が顕在化し、その対応に向けた新たな取り組みが必要となっています。

こうした社会経済環境の変化の中、これからも市民が安全・安心に暮らすことができる持続可能な都市であり続けるためには、従来の成長拡大型の都市づくりから、新しい成熟型の都市づくりへの転換が求められ、平成 27 年 9 月に国連総会で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、市において有効に進められる手法を検討しています。

また、現在、令和 9 年の開業を目指してリニア中央新幹線の整備が進行中で、本市東側に隣接して山梨県駅の設置が予定されており、本市の新たな発展が期待されています。このため、本市では平成 29 年 3 月に「中央市リニア活用基本構想」を策定し、リニアに対応したまちづくりを進めているところです。

一方、国では平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行し、コンパクト・プラス・ネットワークを基軸においたまちづくりの促進に向けた「立地適正化計画制度」を創設するとともに、平成 27 年 8 月には、本格的な人口減少社会に正面から取り組む国土計画として、“重層的かつ強靱な「コンパクト・プラス・ネットワーク」”を実現する新たな「国土形成計画（全国計画）」を閣議決定しています。

山梨県においても、都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度の導入を推進するなど、全国的な都市計画行政に併せた取り組みを進めています。また、県では令和 2 年 10 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、現在「都市計画区域マスタープラン」の改定作業を進めており、本市に関わる「甲府盆地 7 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（甲府都市計画・笛吹川都市計画）」は、本マスタープランの上位計画として位置づけられます。

本市ではこうした社会動向を捉え、平成 30 年 3 月に「第 2 次中央市長期総合計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 次中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、を策定し、今後のまちづくりの方向性を示しています。

こうした背景を踏まえ、まちづくり施策を総合的・一体的に推進するとともに、これからのまちづくりの指針として、上位計画に即した新たな都市の将来像の具現化と、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの見直しを行い改定する必要があります。

### (2) 改定にあたっての考え方

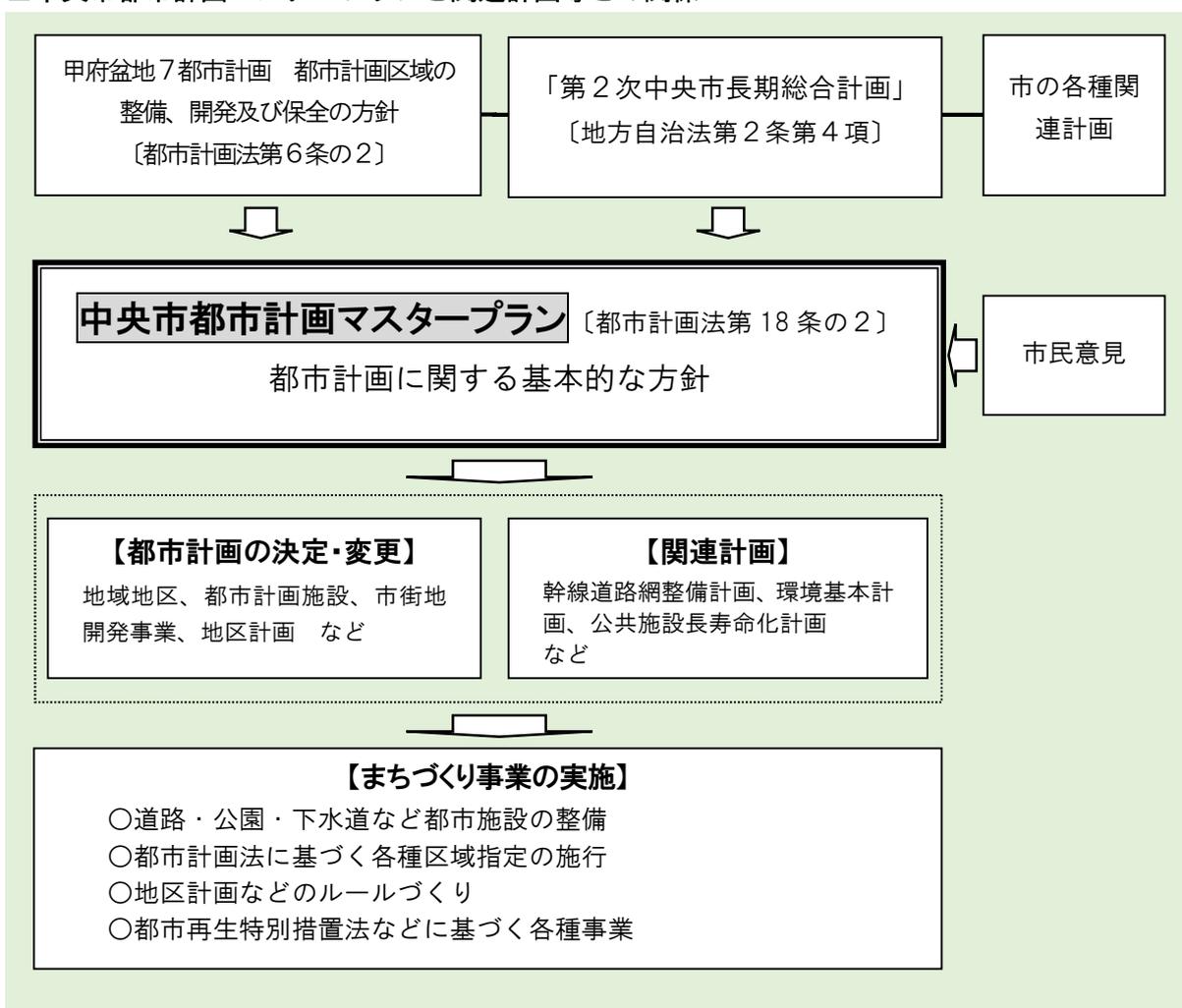
「中央市都市計画マスタープラン」の見直しにあたっては、「山梨県都市計画マスタープラン」、「甲府盆地 7 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「第 2 次中央市長期総合計画」等の上位計画を踏まえるとともに、庁内ヒアリングを通じて過去 10 年間のまちづくり施策の実施状況や新たな施策の有無、意向等を把握し、実情に即した見直しを行い改定するものとします。

## 2. 計画の位置づけと役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき市町村が定める都市計画の基本的な方針であり、中央市都市計画マスタープランは以下のような役割を担っています。

- 中長期的な視点に立った都市の将来像を「第 2 次中央市長期総合計画」に即して明確にすること。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となること。
- まちづくりに係る個別計画相互の調整を図ること。
- 住民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取り組みを促すこと。

### ■中央市都市計画マスタープランと関連計画等との関係



### 3. 目標年次と目標人口

#### (1) 計画対象区域

「中央市都市計画マスタープラン」の対象区域は、都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外の山間地もまちづくりへの活用を図る観点から一体的に計画するものとし、市域全体を計画対象区域とします。

#### (2) 目標年次

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき概ね 20 年の長期的視点に立ち、都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けた道すじを示すものです。

今回の「中央市都市計画マスタープラン」の改定は、中間年次における計画の見直しとなるため、目標年次は変更せず、基準年次を令和 2 年度（2020 年）とし、計画期間を以下のように変更します。

今回は、中間年次における部分的な見直しとなりますが、計画期間終了後には全面的な改定を行うものとしてします。

- 目標年次 : 令和 10 年度（2028 年）
- 計画期間 : 令和 2 年度（2020 年）～令和 10 年度（2028 年）

なお、「中央市都市計画マスタープラン」は、社会経済環境の変化や都市計画に関する国及び県等の施策の変更、リニア中央新幹線の開業、中部横断自動車道等の高規格幹線道路の供用など、本市に関わる都市づくりの方向性に大きな変化が生じた時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (3) 目標人口

本市の人口は、合併直前の平成 17 年の 31,650 人をピークに、その後は減少に転じ、平成 27 年には 31,124 人となり、10 年間で約 500 人減少しています。

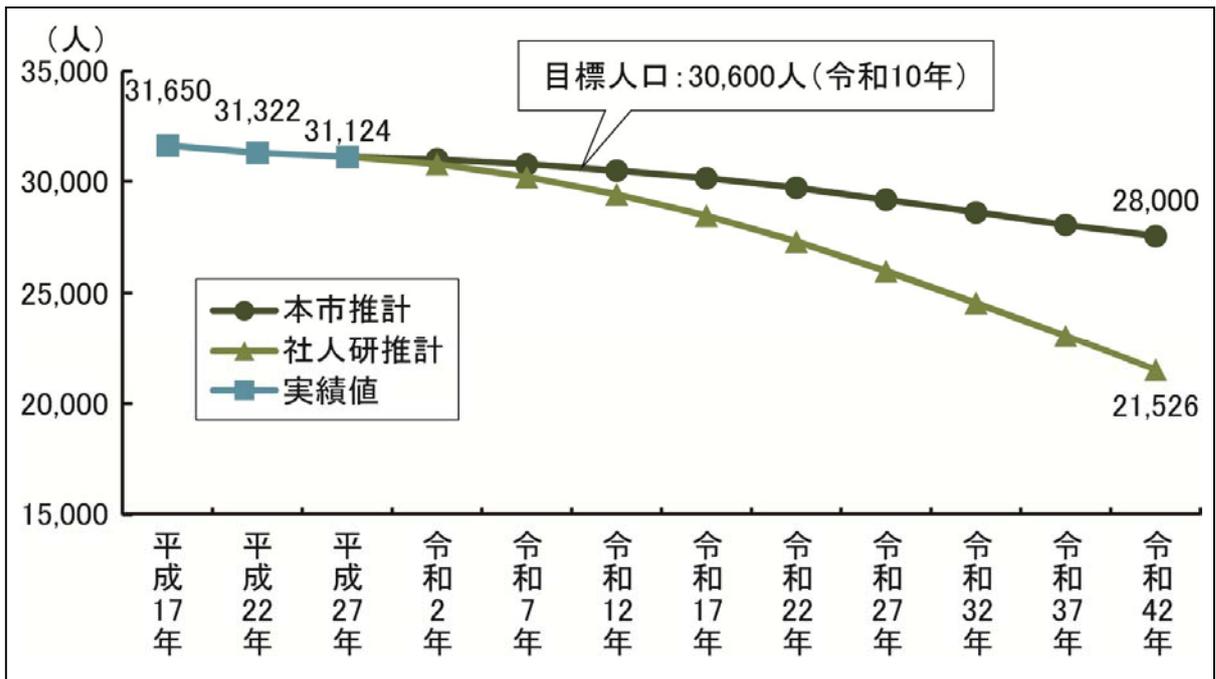
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は、現在の人口動向が続いた場合、令和 42 年（2060 年）には 21,500 人程度まで減少することが予測されています。

「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、本市の現状を踏まえた上で、本市の特性や優位性を最大限生かした施策に長期的に取り組むことによって、人口減少を最小限にとどめ、令和 42 年（2060 年）に 28,000 人を維持するとしています。

今後、リニア中央新幹線の開業や中部横断自動車道の開通等が、本市の人口動向へ影響することも予想されますが、本マスタープランにおける目標年次（令和 10 年度・2028 年）の将来人口は、「中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「第 2 次中央市長期総合計画」の目標人口と整合を図り、次のように設定します。

- 目標人口 : 30,600 人 (令和 10 年度・2028 年)

■中央市の将来人口の展望



[資料：第2次中央市長期総合計画（平成30年3月）]

## 4. 中央市都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、本市の目指すべき将来像を示す「中央市の将来像」と、市全体のまちづくりの方針を示す「分野別まちづくり方針」、地域ごとの特性を踏まえたまちづくりの方針を示す「地域別まちづくり方針」、そのまちづくり方針に基づいて、計画を実現していくための施策を示す「計画の実現に向けて」により構成しています。

また、「中央市の将来像」と「分野別まちづくり方針」を合わせて「全体構想」、「地域別まちづくり方針」を「地域別構想」としています。

### ■中央市都市計画マスタープランの構成

